○経済産業省令第百十号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令

経済産業省生産動態統計調査規則（昭和二十八年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

別表電気機械器具の項中

「

電子レンジ
電気がま
ジャーポット
食器洗い乾燥機
電気冷蔵庫
クッキングヒーター
換気扇
電気温水器
自然冷媒ヒートポンプ式給湯機
家庭用電気井戸ポンプ
電気洗濯機
電気掃除機
温水洗浄便座
電気かみそり
電気マッサージ器具

」を

「

電気がま	
食器洗い乾燥機	
電気冷蔵庫	
クッキングヒーター	
換気扇	
電気温水器	
自然冷媒ヒートポンプ式給湯機	
家庭用電気井戸ポンプ	
電気洗濯機	
電気掃除機	
温水洗浄便座	
電気かみそり	
電気マッサージ器具	
受動部品	抵抗器
	固定コンデンサ
	トランス
	インダクタ（コイルを含む。）
	機能部品
	スイッチ（通信・電子装置用に限る。）
	コネクタ
	リレー（有線通信機器用に限る。）
接続部品	音響部品
	磁気ヘッド
	磁気テープ
	光ディスク
電子回路基板	
電子回路実装基板	
音響部品	
メモリ部品	
スイッチング電源	

」に、

「

受動部品	抵抗器
	固定コンデンサ
	トランス
	インダクタ（コイルを含む。）
	機能部品
	スイッチ（通信・電子装置用に限る。）
	コネクタ
	リレー（有線通信機器用に限る。）
接続部品	磁気テープ
	光ディスク
電子回路基板	
電子回路実装基板	
変換部品	
メモリ部品	
スイッチング電源	

」に改め、同表繊維工業品の項中

「

綿糸（コンデンサー糸を含む。）
そ毛糸
紡毛糸
絹紡糸（さく紡糸・ちゅう糸を含む。）
麻糸
再生・半合成繊維糸
アクリル糸
ポリエステル糸
その他の合成繊維糸

」を

「

綿糸（コンデンサー糸を含む。）
そ毛糸
紡毛糸
麻糸
再生・半合成繊維糸
アクリル糸
ポリエステル糸
その他の合成繊維糸

」に改め、同表化学工業品の項中

「

コールタール
粗製ベンゼン
クレオソート油
ナフタリン
副生硫酸アンモニウム
ジフェニルメタンジイソシアネート
シクロヘキサン
アニリン
ニトロベンゼン
クロルベンゼン
無水フタル酸

」を

「

コールタール
粗製ベンゼン
クレオソート油
ナフタリン
副生硫酸アンモニウム
ジフェニルメタンジイソシアネート
シクロヘキサン
アニリン
無水フタル酸

」に、

「

ポリエチレン
ポリスチレン
ポリプロピレン
石油樹脂
合成ゴム（合成ラテックスを含む。）
スチレンモノマー
フェノール
ビスフェノールA
無水フタル酸
テレフタル酸
純ベンゼン
純トルエン
キシレン
オルソキシレン
パラキシレン
エチレン
酸化エチレン
エチレングリコール
エチレングリコールエーテル
アセトアルデヒド
酢酸
酢酸エチル
エチルアルコール
二塩化エチレン
プロピレン
酸化プロピレン
プロピレングリコール

」を